

平成28年度周南市モーターボート競走事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度周南市モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度間開催日数	192 日
(2) 一日平均舟券発売金額	145,551 千円
(3) 一日平均返還金額	4,414 千円
(4) 一日平均一般席有料入場人員	912 人
(5) 主要な建設改良事業	
新中央スタンド等整備事業	608,800 千円
競走場施設整備事業	100,000 千円
競走場機器類更新事業	180,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 モーターボート競走事業収益		29,375,639 千円
第1項 営業収益		29,324,504 千円
第2項 営業外収益		51,134 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 モーターボート競走事業費用		29,207,507 千円
第1項 営業費用		29,191,478 千円
第2項 営業外費用		6,028 千円
第3項 特別損失		1 千円
第4項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,057,865千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額73,450千円、建設改良積立金984,415千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		0 千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,057,865 千円
第1項 建設改良費		997,197 千円
第2項 企業債償還金		40,668 千円
第3項 予備費		20,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
競走用モーター購入費	平成28年度から平成29年度まで	50,000
競走場施設整備事業	平成28年度から平成29年度まで	650,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 259,821 千円 |
| (2) 交 際 費 | 100 千円 |

平成28年 2 月 2 4 日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎